

児童福祉事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-10 児童福祉事業の取扱い
<p>1 次世代育成支援行動計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 出産祝金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</p> <p>3 子育て支援用具貸付事業については、合併時に再編する。</p> <p>4 特別保育事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時まで調整する。</p> <p>5 放課後児童対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時まで調整する。</p> <p>6 ことばの教室等児童通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、大樹町母子通園センターについては、関係機関と協議し、新町において調整する。</p> <p>肢体不自由児通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>7 認可保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、保育料及び減免基準については、合併時まで調整する。</p> <p>8 認可外保育所（へき地保育所）については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。</p>	

「協議第17号 児童福祉事業の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-10 児童福祉事業の取扱い
調整の内容	<p>1 次世代育成支援行動計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 出産祝金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</p> <p>3 子育て支援用具貸付事業については、合併時に再編する。</p> <p>4 特別保育事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時まで調整する。</p> <p>5 放課後児童対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時まで調整する。</p> <p>6 ことばの教室等児童通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、大樹町母子通園センターについては、関係機関と協議し、新町において調整する。</p> <p>7 肢体不自由児通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>8 認可外保育所（へき地保育所）については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。</p>

区分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
次世代育成支援行動計画	<p>【次世代育成支援行動計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 策定年度 平成16年度中に策定予定 概要 地域における子育て支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進、その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画 	<p>【次世代育成支援行動計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 策定 平成16年度中に策定予定 概要 地域における子育て支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進、その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画 	<p>【次世代育成支援行動計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 策定 平成16年度中に策定予定 概要 地域における子育て支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進、その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画 	<p>次世代育成支援行動計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
出産祝金	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・対象 更別村に住民登録をしており、2人以上の子を養育し、かつ、第3子以降の子を出生した場合 ・支給方法等 出生後14日以上経過後に10万円を現金支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象 忠類村に住民登録をしている者が出生した場合 ・支給方法等 出生の届出があった後、第1子1万円分、第2子2万円分、第3子以上3万円分の村内限定商品券を支給 ・その他 平成18年3月31日で失効 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</p>
子育て支援用具貸付事業	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付用具（各40台） ベビーベッド 乳母車（ベビーカー） ゆりかご（ベビーラック） ベビースイス 乳児用体重計 ・貸付対象者 村内に居住し、現に乳幼児を養育する者及び出産予定の者 ・貸付期間 1年間。ただし再貸付できる。 ・貸付料 無料（ただし、返還時に洗濯又はクリーニングを行う。） 	該当なし	<p>新町の事業として、合併時に再編する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
特別保育事業	<p>【地域子育て支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 幕別町地域子育て支援センター あおば ・設置施設及び実施日 札内青葉保育所 月～金曜日（保育所休所日を除く） ・事業内容 育児不安等についての相談事業 子育てサークル等の育成及び支援事業 特別保育事業の積極的実施及び普及の促進事業 地域の子育て家庭に対する各種子育てに係る情報の提供 <p>【一時保育】 該当なし</p>	<p>【地域子育て支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 更別村地域子育て支援センター ・設置施設及び実施日 どんぐり保育園 月～金曜日（保育園休所日を除く） ・事業内容 子育て等の相談・助言事業 子育てサークル等育成・支援事業 特別保育事業等の積極的実施及び普及促進事業 <p>社会福祉法人更別どんぐり福祉会に業務を委託している。</p> <p>【一時保育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施場所 どんぐり保育園 ・対象児童 児童福祉法の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童であって、次のいずれかに該当するものであること。 	<p>【地域子育て支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 忠類村子育て支援センター ・設置施設及び実施日 忠類保育所 月～金曜日（一時保育・相談指導等）及び保育所休所日（休日保育（主に土曜日）） ・事業内容 育児不安等についての相談指導 子育てサークル等の育成及び支援 特別保育事業等の実施及び普及促進の努力 ベビーシッターなど地域の保育資源の情報提供 家庭的保育を行う者への支援 <p>【一時保育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施場所 忠類保育所 （子育て支援センター事業の一環として） ・対象児童 児童福祉法の規定及び忠類村保育の実施に関する条例の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童であって、 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時まで調整する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
	<p>【延長保育】 該当なし</p> <p>各認可保育所において、 平日7:30～8:30、16:00～18:15 土曜7:30～8:30、12:00～18:15 の時間を時間外保育として、無 料で開所している。</p>	<p>保護者の短時間・断続的労働、職業訓練等その他により 育児が困難となり保育が必要となる児童 保護者の傷病、災害・事故、 出産、看護・介護、冠婚葬祭 等社会的にやむを得ない事 由により、緊急・一時的に家 庭における育児が困難とな り保育が必要となる児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入時間 保育園開所日の 8:30～18:30 ・ 利用料 1日利用 1,500円 半日利用 750円 社会福祉法人更別どんぐり福 祉会に業務を委託している。 <p>【延長保育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施場所 どんぐり保育園 ・ 保育時間 平日 18:30～19:00 土曜の開所日 12:30～13:00 ・ 費用 2,500円/月（月5日以上利用 者）又は100円/日（月5日未満 利用者） 	<p>かつ、次のいずれかに該当する 者であること。 保護者の勤務形態等により、 育児が断続的に困難な場合 保護者の疾病及び入院等に よる場合 保護者の育児疲れ解消等の 私的事由による場合 その他村長が認める場合 満年齢1歳6カ月以上の児 童を対象とし、児童1人につ き週3日以内、かつ、月12日 以内の利用を限度とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入時間 保育所開所日の 8:00～17:30 ・ 利用料 1時間 300円（30分以上は1時 間に切り上げする） <p>【延長保育】 該当なし</p> <p>忠類保育所において、 平日7:45～8:00、16:00～17:30 の時間を時間外保育として、無 料で開所している。</p>	

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
	<p>【乳児保育】 認可保育所のうち、札内さかえ保育所を除く4カ所で6カ月以上児から、受け入れを行っている。(国規定(補助基準)に基づくものではない。)</p> <p>【休日保育】 すべての認可保育所及びへき地保育所で土曜日に受け入れを行っている。(国規定(補助基準)に基づくものではない。)</p>	<p>【乳児保育】 該当なし</p> <p>民営のどんぐり保育園が、0歳児から受け入れを行っている。(国規定(補助基準)に基づくものではない。)</p> <p>【休日保育】 該当なし</p> <p>民営のどんぐり保育園が、第1・3・5土曜日に受け入れを行っている。(国規定(補助基準)に基づくものではない。)</p>	<p>【乳児保育】 該当なし</p> <p>代替措置として、「託児ママ人材登録事業」(村単独事業)を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・託児ママ人材登録事業 育児経験のある住民の人材登録制度であり、託児要望のあった家庭に人材紹介をしている。 村経費 (1)託児1人につき1万円/年 (2)託児に伴う傷害保険加入助成(全額) <p>【休日保育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施施設 忠類保育所 (子育て支援センター事業の一環として) ・対象児童 保育園入所に係る規定等に合致し、休日等においても保育に欠ける児童 ・受入時間 忠類保育所週休日及び休日(主に土曜日)9:00~13:00 ・利用料 300円/時(30分以上は切上げ) 	

区分	現況									調整の具体的内容
	幕別町			更別村			忠類村			
放課後児童対策事業	・現況			・現況			・現況			現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時まで調整する。
	名称（開設場所）	定員	現員	名称（開設場所）	定員	現員	名称（開設場所）	定員	現員	
	はぐるま学童保育所（幕別南コミセン内）	50名	31名	学童保育所（どんぐり保育園併設）	50名	45名	学童保育所（ふれあいセンター福寿内）	規定なし	24名	
	あすなる学童保育所（ひまわりの家併設）	40名	52名	社会福祉法人更別どんぐり福祉社会に業務を委託している。						
	つくし学童保育所（札内南コミセン内）	40名	56名							
	やまびこ学童保育所（札内北コミセン内）	40名	33名							
	・休所日 日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月30日～1月5日			・休所日 第2・4土曜日及び日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月30日～1月5日 4月第1日曜日の前3日間			・休所日 土曜日及び日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月30日～1月5日			
	・開所時間 平日 下校時～17:00 土曜日 8:30～17:00 学校休業日 8:30～17:00			・開所時間 平日 下校時～17:30 土曜日 8:30～12:30 学校休業日 8:30～17:30			・開所時間 平日 下校時～17:30 学校休業日 9:00～17:30			
	・対象者 小学1～3年生			・対象者 小学1～3年生（4年生以上も療育手帳所持児童及びことばの教室通室児童を受け入れている）			・対象者 小学1～4年生			
	・保育料（おやつ代を含む） 4,500円/月			・保育料 4,000円/月			・保育料 3,000円/月			
・その他保護者負担 傷害保険料 724円/年			・その他保護者負担 傷害保険料 697円/年 おやつ代 2,000円/月 教材費 300円/月			・その他保護者負担 傷害保険料 500円/年 おやつ代（教材費含む） 2,500円程度/月				

区分	現況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
ことばの教室等児童通園施設	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 幕別町幼児ことばの教室 ・目的 言語障害児の治療・教育を行う。 ・運営主体 幕別町 ・設置場所 幕別町（保健福祉センター内） ・対象者 幕別町内に居住し、言語障害を有する幼児。 ・運営費負担割合 全額幕別町 ・利用者負担 なし（支援費に移行していないため、全額公費負担） ・通所者数 55名 児童・生徒対象に、言語通級学級を札内南小学校に設置している。また、言語の特殊学級を幕別小学校及び白人小学校に設置している。 母子通園センターについては、民間の「帯広児童養育センター」に通所している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 大樹町母子通園センター（通称：南十勝ことばの教室） ・目的 心身に障害のある、又はあると見込まれる乳児、幼児、児童、生徒の早期療育（言語治療）を行う。 ・運営主体 南十勝ことばの教室管理運営協議会（南十勝5町村の長による） ・設置場所 大樹町 ・対象者 言語治療の必要な南十勝5町村の乳児、幼児、児童、生徒 ・運営費負担割合 南十勝5町村による 均等割（4割） 人口割（6割） ・利用者負担 なし（支援費に移行していないため、全額公費負担） ・通所者数 13名（児童・生徒含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・通所者数 7名（児童・生徒含む） 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、大樹町母子通園センターについては、関係機関と協議し、新町において調整する。</p>

区分	現況						調整の具体的内容																									
	幕別町			更別村				忠類村																								
肢体不自由児通園施設	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 十勝愛育園 ・目的 児童福祉法の規定による、上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童を治療するとともに、日常生活における必要な訓練を行う。 ・設置主体 幕別町 ・利用決定等 帯広児童相談所が、措置決定を行う。 ・措置者数 14名（うち幕別町住民 2名） 			該当なし			該当なし	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。																								
認可保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・現況 公設公営 5カ所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員</th> <th>現員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幕別中央保育所</td> <td>90名</td> <td>81名</td> </tr> <tr> <td>札内南保育所</td> <td>120名</td> <td>109名</td> </tr> <tr> <td>札内青葉保育所</td> <td>90名</td> <td>112名</td> </tr> <tr> <td>札内北保育所</td> <td>90名</td> <td>103名</td> </tr> <tr> <td>札内さかえ保育所</td> <td>60名</td> <td>57名</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・休所日 日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月30日～1月5日 4月1日 			名称	定員	現員	幕別中央保育所	90名	81名	札内南保育所	120名	109名	札内青葉保育所	90名	112名	札内北保育所	90名	103名	札内さかえ保育所	60名	57名	<ul style="list-style-type: none"> ・現況 民設民営 1カ所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員</th> <th>現員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人更別 どんぐり福祉会 どんぐり保育園</td> <td>30名</td> <td>31名</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・休所日 第2、4土曜日及び日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月30日～1月5日 4月第1日曜日の前3日間 			名称	定員	現員	社会福祉法人更別 どんぐり福祉会 どんぐり保育園	30名	31名	<ul style="list-style-type: none"> ・現況 施設については、該当なし 	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、保育料及び減免基準については、合併時まで調整する。
名称	定員	現員																														
幕別中央保育所	90名	81名																														
札内南保育所	120名	109名																														
札内青葉保育所	90名	112名																														
札内北保育所	90名	103名																														
札内さかえ保育所	60名	57名																														
名称	定員	現員																														
社会福祉法人更別 どんぐり福祉会 どんぐり保育園	30名	31名																														

区分	現況			調整の具体的内容																											
	幕別町	更別村	忠類村																												
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育時間 平日 8:30～16:00 時間外保育 7:30～8:30 16:00～18:15 土曜 8:30～12:00 時間外保育 7:30～8:30 12:00～18:15 ・保育料（広域入所含む） 別紙1のとおり ・保育料の減免基準 別紙2のとおり 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育時間 平日 7:30～18:30 （18:30～19:00 延長保育） 土曜 7:30～12:30 （12:30～13:00 延長保育） ・保育料（広域入所含む） 別紙1のとおり ・保育料の減免基準 別紙2のとおり 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域入所保育料 別紙1のとおり ・広域入所保育料の減免基準 別紙2のとおり 																												
認可外保育所 （へき地保育所）	<ul style="list-style-type: none"> ・現況 公設公営 6カ所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員</th> <th>現員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駒畠へき地保育所</td> <td>30名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>糠内へき地保育所</td> <td>30名</td> <td>10名</td> </tr> <tr> <td>明倫へき地保育所</td> <td>30名</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td>新和へき地保育所</td> <td>30名</td> <td>8名</td> </tr> <tr> <td>途別へき地保育所</td> <td>30名</td> <td>16名</td> </tr> <tr> <td>古舞へき地保育所</td> <td>30名</td> <td>9名</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・開設期間等 4月から12月及び3月（1～2月は閉所）ただし、時間外保育は4～11月下旬まで 平日 8:00～16:00 時間外保育16:00～17:00 	名称	定員	現員	駒畠へき地保育所	30名	4名	糠内へき地保育所	30名	10名	明倫へき地保育所	30名	7名	新和へき地保育所	30名	8名	途別へき地保育所	30名	16名	古舞へき地保育所	30名	9名	<ul style="list-style-type: none"> ・現況 該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・現況 公設民営 1カ所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員</th> <th>現員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>忠類保育所</td> <td>70名</td> <td>47名</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・運営主体 忠類保育所運営委員会 ・開設期間等 通年 平日 8:00～16:00 時間外保育 7:45～8:00 16:00～17:30 	名称	定員	現員	忠類保育所	70名	47名	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。</p>
名称	定員	現員																													
駒畠へき地保育所	30名	4名																													
糠内へき地保育所	30名	10名																													
明倫へき地保育所	30名	7名																													
新和へき地保育所	30名	8名																													
途別へき地保育所	30名	16名																													
古舞へき地保育所	30名	9名																													
名称	定員	現員																													
忠類保育所	70名	47名																													

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
	土曜 8:00～12:00 時間外保育12:00～17:00 ・開設期間における休所日 日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・保育料 別紙3のとおり ・保育料の減免基準 特別な理由があると認められる場合		・開設期間における休所日 土曜及び日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 8月13～15日 12月31日～1月5日 卒園式から4月5日の入所式までの間の1週間程度 ・保育料 別紙3のとおり ・保育料の減免基準 特別な理由があると認められる場合	

別紙 1 認可保育所保育料徴収表（広域入所を含む）

<単位：円>

基準階層区分	定 義		国基準額		幕別町		更別村		忠類村	
			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
第 1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0	0	0	0	0	0	国基準額と同一	
第 2	基準階層区分第 1 及び第 4～7 を除き、前年度分の市町村民税が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000	6,000	3,330	2,400	6,000	4,000		
第 3		市町村民税均等割課税世帯（所得割の額のない世帯）	19,500	16,500	10,710	7,160	12,000	10,000		
		市町村民税所得割課税世帯			15,630	12,190	16,000	14,000		
第 4	基準階層区分第 1 を除いた、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	4,000円未満	30,000	27,000 (保育単価 限度)	17,500	14,390	20,000	18,000		
		4,000円以上 8,000円未満			20,080	16,660				
		8,000円以上 14,000円未満			22,910	19,180				
		14,000円以上 26,000円未満			25,810	23,920				
		26,000円以上 40,000円未満			30,000	27,000				
		40,000円以上 64,000円未満			24,000	22,000				
第 5	基準階層区分第 1 を除いた、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	64,000円以上 80,000円未満	44,500	41,500 (保育単価 限度)	36,350	29,500	30,000	28,000 (保育単価 限度)		
		80,000円以上 96,000円未満			41,170	29,500				
		96,000円以上 128,000円未満			44,500	29,500				
		128,000円以上 140,000円未満			38,000	35,000 (保育単価 限度)				
第 6	基準階層区分第 1 を除いた、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	140,000円以上 160,000円未満	61,000	58,000 (保育単価 限度)	57,800	30,500	46,000	43,000 (保育単価 限度)		
		160,000円以上 200,000円未満					55,000	52,000 (保育単価 限度)		
		200,000円以上 350,000円未満					80,000 (保育単価 限度)	77,000 (保育単価 限度)	58,500	30,500
350,000円以上 408,000円未満										
第 7	基準階層区分第 1 を除いた、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	408,000円以上 510,000円未満	80,000 (保育単価 限度)	77,000 (保育単価 限度)	58,500	30,500	65,000	62,000 (保育単価 限度)		
		510,000円以上								

別紙2 認可保育所保育料（広域入所を含む）における減免後の料金

（1）母子世帯並びに父子世帯、障害者のいる世帯、要保護者等と同等に特に困窮していると長が認めた世帯

<単位：円>

階層区分	幕別町		更別村		忠類村	
	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
市町村民税均等割課税世帯（所得割の額のない世帯）	10,210	6,660	11,000	8,000	18,500	15,500
市町村民税所得割課税世帯	15,130	11,690	15,000	12,000		

（2）同一世帯から2人以上の児童が入所している世帯

24	前年所得税課税区分			児童の区分及び保育料
	幕別町	更別村	忠類村	
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）を除いた 前年度分の所得税課税世帯を除いた前年分の市町村民税の課税世帯 前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が、64,000円未満の世帯	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）を除いた 前年度分の所得税課税世帯を除いた前年分の市町村民税の課税世帯 前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が、80,000円未満の世帯	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）を除いた 前年度分の所得税課税世帯を除いた前年分の市町村民税の課税世帯 前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が、64,000円未満の世帯	ア 最も徴収金額が低い児童（最も徴収金額が低い児童が二人以上の場合はその内一人） 保育料徴収表（別紙1）の各該当区分の料金のとおり	
			イ 上記ア以外の児童の内、最も徴収金額が低い児童（最も徴収金額が低い児童が二人以上の場合はその内一人） 保育料徴収表（別紙1）の各該当区分の料金×0.5	
			ウ 上記ア及びイに該当しない児童 保育料徴収表（別紙1）の各該当区分の料金×0.1	
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）を除いた、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が、64,000円以上の世帯	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）を除いた、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が、80,000円以上の世帯	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）を除いた、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が、64,000円以上の世帯	エ 最も徴収金額が高い児童（最も高い児童が二人以上の場合はその内一人） 保育料徴収表（別紙1）の各該当区分の料金のとおり	
			オ 上記エ以外の児童のうち、最も徴収金額が高い児童（最も徴収金額の高い児童が二人以上の場合、その内一人） 保育料徴収表（別紙1）の各該当区分の料金×0.5	
			カ 上記エ及びオに該当しない児童 保育料徴収表（別紙1）の各該当区分の料金×0.1	

ただし、3町村とも上記（1）及び（2）の基準をいずれも満たしている場合は、（1）に記載された減免後の料金に（2）の掛け率を掛け、徴収額を決定している。

別紙3 認可外保育所（へき地保育所）保育料

<単位：円>

区 分	幕別町		更別村		忠類村		
	1人目	2人目 以降			3歳 未満児	3歳 以上児	
生活保護による被保護世帯（単給世帯を含む）	7,000	3,500	該当なし	該当なし	0	0	
市町村民税非課税世帯					5,500	4,500	
市町村民税均等割課税世帯（所得割の額のない世帯）					8,000	7,000	
市町村民税所得割課 税世帯					3,000円未満	11,000	9,000
					3,000円以上30,000円未満	12,000	10,000
	30,000円以上60,000円未満	13,000	11,000				
	60,000円以上	14,000	12,000				

忠類村は、2人以上入所させた場合の第2子以降の保育料は、上記表の該当区分に対応する料金の2/3の額としている。

先進事例

南アルプス市（山梨県）

児童福祉の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
 - (2) 各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。
 - (3) 児童虐待問題については、児童福祉法に従い、児童の健全育成及び保護に努める。
- 保育事業の取扱いについては、次のとおりとする。
- (1) サービス内容に差異があるものについては、現行の水準が低下しない範囲で統一化を図る。
 - (2) 保育園の設置や通園区域は、現状のまま新市に引き継ぐ。

かほく市（石川県）

児童福祉事業

- 1 児童関係手当については、国の制度のため新市に引き継ぐものとする。
- 2 乳幼児医療費助成事業については、高松町の例による。
- 3 ひとり親家庭等医療費助成事業については、自己負担額を廃止し新市において実施する。
- 4 児童館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 5 放課後児童健全育成事業については、実施内容等を統一し、新市において実施する。
- 6 産後安心ヘルプサービス事業については、七塚町の例による。

保育事業

- 1 保育時間については、高松町及び宇ノ気町の例による。
- 2 保育料の階層区分・定義については、国の徴収金基準額表を参考とし、料金については、合併時までに調整する。
ただし、合併年度の残存期間の保育料については、現行のとおりとする。
- 3 乳児保育については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 4 延長保育及び一時保育については、高松町の例による。ただし、延長保育のうち土曜日の時間延長については、15時までとする。

あいづみさとちょう

会津美里町（福島県 合併予定 平成17年10月1日）

児童福祉事業の取扱い

- 1 エンゼルプランについては、次世代育成支援計画として各町村が策定しているため、新町において統括的な調整を図る。
- 2 児童福祉事業については、次の区分により調整する。
 - (1) 国又は県等が定める制度で差異のない事業については、合併時までに統合する。
 - (2) 各町村が独自に実施している制度又は事業については、合併時までに調整する。

保育事業の取扱い

- 1 保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
なお、保育料については、合併する年度は各町村の例によるものとし、その翌年度から新町の保育料を定めるものとする。
- 2 保育時間、その他の保育サービスについては、新町において調整する。